

## 広島県いじめ問題調査委員会によるいじめ重大事態の調査結果 及び再発防止に向けた取組について

令和3年6月24日  
豊かな心と身体育成課

### 1 要旨

令和元年度に県立学校で発生したいじめ重大事態に関して、県教育委員会では、文部科学省が定めた「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえた対応・取組を進めている。

この度、広島県いじめ問題調査委員会から調査報告書が提出され、再発防止に関する提言も示された。県教育委員会では、提言を踏まえた再発防止策を策定し、いじめ重大事態が発生した当該校を含め、いじめの未然防止等に取り組んでいく。

### 2 広島県いじめ問題調査委員会の調査概要

#### (1) 調査委員会会議の構成（委員5名）

委員名	推薦団体	備考
住野 好久	日本生徒指導学会	中国学園大学副学長
新本 葉子	広島県臨床心理士会	
豊田 奈未	広島県社会福祉士会	
梶原 恒志	広島県警察本部	
※ 和田 啓	広島弁護士会	※令和2年10月31日まで
※ 寺本 佳代	広島弁護士会	※令和2年11月1日から

#### (2) 調査目的

- ア いじめの事実関係を明確にすること
- イ 再発防止に関すること

#### (3) 調査期間

令和元年10月31日から令和3年3月22日まで

### 3 調査報告書の概要

#### (1) いじめ行為の事実認定と分析

いじめ防止対策推進法第2条による「いじめ」の定義を踏まえ、関係者への聴取調査等により、次のようないじめ行為の事実が認定されている。

- ア 63件のいじめ行為（当該生徒以外を対象とした15件を含む。）
- イ いじめの態様として、身体接触のあるものの他、多くの心理的ないじめ（悪口、暴言、嫌がることをする、仲間外れにする）があった。
- ウ いじめ行為のほとんどは寮内で発生していた。
- エ 時間の経過とともに、いじめ行為の主体が、特定の生徒個人から、傍観者を巻き込みながら学級全体による集団的いじめへと変化した。

#### (2) 本件事案における課題の概要

当該校及び教育委員会の対応を分析した上で、それぞれに対して次のような課題が示されている。

##### ア 当該校

##### (ア) いじめ初期対応の不十分さ

- a 生徒それぞれが抱えている問題を明らかにしないまま指導を行ったことで、いじめ行為が表面的に見えなくなったが、見えないところでのいじめが継続された。
- b 加害生徒に対する指導が不十分であり、価値観や行動の変容をもたらすところまで至らなかった。
- c 被害生徒を守る指導や、安心・安全に学び、生活できるようにするための支援体制が、不十分であった。

- (イ) 初期対応後の指導の不十分さ
  - a いじめ指導の一環として実施された生徒指導や道徳科の授業が不十分であり、よりよい人間関係を築き、人として求められる社会的な資質と行動力を育成するものになっていなかった。
  - b 寮と学校との連携が不十分であり、教職員と寮職員との共同・協働関係が構築されていなかった。
  - c 被害生徒保護者への対応が不十分であり、不信感を残した。
  - d 在学生の保護者説明会の内容が不十分であり、事実と認定されていない内容の書き込みがインターネット上で行われた。

#### イ 県教育委員会

##### (ア) 設置検討段階の問題

- a 中学校経験者が少ないなど教職員配置の問題や、「寮則」の運用が十分に検討されることなく生徒に委ねられるなどの問題があった。

##### (イ) 当該校への指導・助言をめぐる問題

- a 複数の課が当該校への指導や支援に当たったが、調整が不十分であった。
- b 保護者の納得を得られない当該校の保護者対応の姿勢や取組に対し、適切な指導・助言ができていなかった。
- c ネットいじめへの対応について当該校に適切な指導・助言ができなかった。
- d 転学後の被害生徒及び保護者を支援する体制を構築できていなかった。

### (3) 提言の概要

上記(2)の課題を踏まえ、次のとおり当該校及び県教育委員会それぞれへ再発防止のための提言がなされている。

#### ア 当該校

##### (ア) 学校においてまとめられた「再発防止の取組」の徹底実施

- a 保護者、地域との連携・協働や、面談の時間の充実、寮における夜間や休日の見守りの充実、寮の規則の見直し、公平・公正な人間関係づくりの充実など

##### (イ) さらなる改善策の実施

- a 指導マニュアルの作成、道徳教育・道徳授業の改善、教職員と寮職員による合同研修の実施、いじめ予防・対応に係る指導に関するカリキュラム・マネジメントなど

#### イ 県教育委員会

##### (ア) 各学校のいじめ防止基本方針の策定・運用に関する指導・助言の強化

##### (イ) 重大事態発生時の教育委員会の支援体制の強化

##### (ウ) 教職員の配置の改善と研修の充実

##### (エ) 教職員以外の職員の増員・地域等の協力者組織づくりへの支援

##### (オ) 生徒の転校後の支援の充実

##### (カ) ネットいじめの対策強化

## 4 再発防止の取組

上記3(3)の提言を踏まえ、別紙のとおり当該校及び県教育委員会それぞれの具体的な取組を再発防止策として教育委員会会議で決定したので、いじめの未然防止等に向け、着実に取組を進めていく。

## 5 調査結果等の公表について

調査結果等については、特段の支障がない限り公表するという「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の考え方を踏まえつつ、「広島県情報公開条例」が規定する個人に関する情報の取扱いによって、記載内容を公表する。

## 6 今後のスケジュール

教育委員会ホームページにおいて、調査報告書及び再発防止策を掲載する。

## 再発防止策

### 1 当該校における再発防止策

#### (1) 学校体制の再構築

##### ア 生徒の生活と学習をまるごと支援する体制の構築

学校教職員と寮職員との連携・協働を進め、生徒の生活や学習の状況に関する情報を共有しながら、学校に関係する全ての職員が一丸となり、生徒の生活と学習をまるごと支援する体制を構築する。そのために、次の取組を行う。

- (ア) 寮に関する担当部署を新設し、寮職員の職務を明確化したうえで、学校教職員と寮職員の役割を明確化するとともに、調査報告書の「提言」にある「学校・寮生活支援委員会」に相当する、学校と寮とが生徒の生活や学習の状況に関する情報を共有しながら、連携・協働を進めていく体制を再構築する。
- (イ) 生徒支援の共通理解を図るため、学校教職員と寮職員が、毎日の日誌等を確認し、生徒情報の連携を行った上で必要な支援を行う。
- (ウ) 各学年主任と生徒指導主事、寮務担当教員、スクールカウンセラー、関係分掌教員が、気になる生徒の状況について情報共有を行い、生活面及び学習面での支援等の方向性を明確にした上で、計画的に一人一人の生徒に対する個別支援の充実を図る。
- (エ) 校長及び教頭が、「いじめ防止委員会」の委員長、副委員長として会を主宰するとともに、日常的に教職員の感度を高めるための働き掛けを行う。また、生徒指導や寮に関する担当部署の記録、宿直日記等に直接目を通すなど、各分掌の動きや生徒の状況の把握を行う。

##### イ 保護者・地域との連携・協働

保護者とともがいじめを防止していくためには、学校でのいじめ防止の取組やいじめが起こったときの情報共有を図り、保護者と一緒に「どんな理由があってもいじめは許されないこと」という認識を共有して取り組むことが必要である。また、保護者や地域住民と連携・協働しながら生徒の生活や学習を支援していくためには、積極的な情報発信・情報共有を行い、「開かれた学校づくり」に努めることが必要である。そのために、次の取組を行う。

- (ア) 個々の生徒の変容等については、電話等で保護者と直接話をしながら情報の共有化を図る。
- (イ) 保護者の来校時等、可能な限り生徒の居室等を直接見てもらい、生徒の生活状況等について共有してもらう。
- (ウ) いじめ等に係るアンケートの実施に加え、三者懇談等で保護者の思いや願いを直接把握する。
- (エ) 保護者同士の交流を促進させるため、PTA各委員会と担当教職員が連携・協働し、PTA活動を充実させる。
- (オ) 地域住民からの支援制度の取組を充実させ、地域での職場体験の実施に加え、休日における地域住民との交流を活性化させる。
- (カ) 年3回開催する学校運営協議会等を通して、学校運営の目標・ビジョンや課題を自治体をはじめとする地域と共有しながら学校運営を進める。

##### ウ いじめの未然防止のための体制の強化

いじめの未然防止を図るため、積極的にいじめを許さない価値観・判断力・行動力等を育成し

ていく「積極的な生徒指導」を推進し、生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなどの「望ましい集団づくり」に、教育活動全体を通じて積極的に取り組むことが必要である。そのために、次の取組を行う。

- (ア) 入学した生徒一人一人の集団生活・人間関係形成等の行動特性について、早い時期に出身小学校及び保護者から情報収集し、教職員及び寮職員とで共有・分析を行いながら、指導・支援につなげる。
- (イ) 特別支援教育コーディネーターが連絡・調整を図る特別支援教育委員会を定期的に開催し、心理の専門家であるスクールカウンセラーの助言を踏まえながら、生徒が必要としている個別の指導・支援の実践につなげる。
- (ウ) 教育活動全体を通じて「望ましい集団づくり」につながる「積極的な生徒指導」が実践できるよう、生徒指導及び教育相談に係る教職員研修に取り組む。
- (エ) いじめ等に係るアンケートに加え、寮生活に関するアンケートの実施や意見箱の設置などにより、生徒の状況把握に努める。
- (オ) いじめ防止委員会を原則月1回開催し、校長を中心としたいじめ防止に係る会議を開催する。

## (2) 学校全体における教職員と生徒との信頼関係の再構築

### ア 学校教職員全員の一人一人の生徒への関わり方の質を上げる

いじめを把握するには、学校教職員及び寮職員が、生徒との間に安心でき、信頼できる関係を構築し、生徒の見せるサインを見つけ出すことが求められる。そのために、次の取組を行う。

- (ア) 教科指導の視点のみで生徒を観察するのではなく、休み時間や食事の時間等においてもインフォーマルなコミュニケーションを図りながら、生徒との信頼関係を築く重要性を、全学校教職員が常に心掛ける。
- (イ) 学年会を中心とした教育相談週間を定期的で開催するとともに、日常的なカウンセリングを実施する。

### イ 誰もが意見を言える場の確保

生徒一人一人が、学習の場面のみならず生活の場面においても、また、生徒間だけでなく、学校教職員や寮職員に対しても、自らの意見、不安や悩み等を表現できる場や機会を確保することが必要である。そのために、次の取組を行う。

- (ア) 校内の複数箇所に意見箱を設置し、毎日の校内巡回時に確認するとともに、意見箱に提出された意見への対応等について、管理職及び関係教職員で速やかに検討・対応等を行い、生徒との信頼関係を築きながらいじめの未然防止を図る。
- (イ) 生徒が主体的に取り組む協働的な活動を通して、生徒同士が絆を感じることができる活動の場づくりと、授業等の活動を通して、一人一人が活躍できる機会づくりを行う。
- (ウ) 異学年が交流する寮生活を通して、上級生が下級生と共に活動したり、悩み等に耳を傾けたりする場を設定し、個々の生徒の生活上の不安や悩みを積極的に解消することができるような、生徒がリーダーシップを発揮して取り組む活動を推進する。

### ウ 面談の時間の充実

学校教職員及び寮職員と生徒との信頼関係を構築するために、時間的なゆとりのある中で面談を実施するとともに、面談の質の向上も求められる。そのために、次の取組を行う。

- (ア) 学年会を中心とした教育相談週間を定期的で開催するとともに、学校教職員及び寮職員が日常的なカウンセリングを実施する。
- (イ) 学校教職員及び寮職員を対象とした、スクールカウンセラーによるカウンセリングスキル向上のための研修を実施する。

### (3) 寮における安心・安全な環境づくり

#### ア 夜間や休日の見守りの充実

いじめは大人の目の届かないところで起きやすいことから、寮生活の中でも、とりわけ夜間や休日における見守り体制を整えることが必要である。そのために、次の取組を行う。

- (ア) 毎日、宿直教員が寮内の各部屋を巡回し、寮内での生活状況を把握するとともに、生徒とコミュニケーションをとりながら個々の生徒の様子を観察する。
- (イ) 週休日にも、当直教員や宿直教員を配置し、定期的な巡回を行うことにより、見守り体制を充実させる。
- (ウ) 定期的に寮生活に関するアンケートを実施し、生活面での課題等を早期に把握する。
- (エ) 生徒が記入する生活の振り返りに寮職員が目を通すとともに、返信を行う。また、必要に応じて面談や生活面への支援を行う。

#### イ 寮の規則の見直し

集団生活のルールについて、生徒主導の自治的な決定手続の中に、学校教職員が適切に関与し、指導・支援を行う必要がある。そのために、次の取組を行う。

- (ア) 寮生活のスタート時に、寮生活に係るオリエンテーション等を実施し、生徒と寮生活の在り方を共有する。
- (イ) 最上級生を中心とした寮長等の組織を整備し、寮内の自治的な活動を充実させる。
- (ウ) 寮のリーダーや生徒会執行部が中心となって行う寮規則の見直しに、学校教職員が適切に関わりながら支援を行う。

#### ウ 公平・公正な人間関係づくり

生徒同士の公平・公正な人間関係を担保するルールづくりや、それを実行する生徒たちの自治的な組織づくりへの指導・支援が必要である。そのために、次の取組を行う。

- (ア) 生徒の主体性とリーダーシップの伸長を図るため、生徒会選挙を実施し、生徒会組織を整備するとともに、日々の活動、生徒会行事を一層充実させる。

### (4) 「いじめ防止等に係る基本方針」及び「指導マニュアル」の作成

学校特有の課題及び特色を踏まえたいじめ防止の取組を計画的に実施するため、また、いじめが疑われる事案が生じた際に初期段階から組織的に対応できる体制を構築し、被害生徒及び加害生徒に対する適切な支援及び指導を行うための計画等の作成が必要であることから、次の取組を行う。

ア 「いじめ防止等に係る基本方針」及び「いじめ防止のための年間計画」について、学校の特色や実情に合った実効性のあるものとなるよう、全教職員の共通認識の下、定期的な見直しを行う。

イ 「いじめ防止のための年間計画」に基づいた取組等を推進するとともに、いじめ被害の早期発見・早期対応のための「指導マニュアル」の見直しを図る。

## (5) 道徳教育・道徳授業の改善

いじめ等の問題について生徒自身が多視点的に考え、本音で議論する授業を実践できる力量を各教職員が高めていく必要がある。そのために、次の取組を行う。

ア 道徳科主任と学年主任とが連携しながら、授業展開や中心発問、議論の柱等を検討し、公平・公正な人間関係づくりを計画的に実施するため、生徒が多様な個性への理解等のテーマについて当事者意識を持って本音で議論できる授業づくりを行う。

イ 様々な文化や価値観を背景とする人々と、相互に尊重し合いながら生きるための道徳性を養うため、教育委員会指導主事を招いての道徳教育に係る研修を実施し、道徳教育の質の向上を図る。

## (6) ネットいじめへの対応

ICTは生徒の学習ツールとしても、学校と家庭との連絡ツールとしても欠かせないものとなっており、適切な使用の在り方について指導し、ネットいじめの未然防止を図る必要がある。そのために、次の取組を行う。

ア 年度当初の生徒指導規程の説明時や長期休業前の集会等において、生徒指導主事からネットいじめを含む情報モラル等の在り方について説明及び注意喚起を行い、生徒指導上の諸課題の未然防止を図る。

イ 警察をはじめとする関係機関の職員を講師として招聘し、生徒及び学校教職員、寮職員や保護者への啓発の機会を設ける。

ウ 生徒、保護者及び教職員がICT使用に係る社会的な責任を意識し、適切な使用を心がけるよう、「ICTガイドライン」を策定し、随時、説明及び注意喚起を行う。

エ ネットいじめが疑われる事案を認知した際には、警察と連携しながら対応を行う。

## (7) 学校教職員と寮職員による合同研修

学校における教育活動のみならず、寮生活における多種多様な人とのコミュニケーション活動等を通じた人格の陶冶を支援するために必要な専門性を学校教職員と寮職員が獲得する必要がある。そのために、次の取組を行う。

ア 寮職員や生徒指導担当教員のカウンセリングスキル向上を図るため、寮職員と生徒指導担当教員を対象とした教育相談等に係る研修及びスクールカウンセラーによる研修を実施する。

## (8) いじめ予防・対応に係る指導に関するカリキュラム・マネジメント

毎年、その年のいじめ予防・対応に係る取組を検証・評価し、指導マニュアル等を改善する必要がある。そのために、次の取組を行う。

ア 「いじめ防止等に係る基本方針」及び「いじめ防止のための年間計画」に基づいて、全教職員の共通認識の下、学校教育活動や学校内外での取組について、いじめ防止の視点で定期的な見直しを行う。

イ 学校評価にいじめ防止に関わる項目を位置付ける。

## 2 教育委員会における再発防止策

### (1) 各学校のいじめ防止基本方針の策定・運用に関する指導・助言の強化

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであり、全ての学校において、学校特有の課題及び特色を踏まえたいじめ防止等に係る基本方針の策定・見直しを行うとともに、適切な運用を行うことが必要である。そのために、次の取組を行う。

ア 各学校のいじめ防止等に係る基本方針が各学校特有の課題及び特色を踏まえた内容になっているか、各学校の担当者が順次確認を行うとともに、学校の実情に合ったいじめ防止等に係る基本方針の策定及び運用について、生徒指導主事研修等において指導する。その際、いじめ防止委員会に、心理の専門家であるスクールカウンセラーなど教職員以外の専門的知見を有する人材が一定程度関わる体制を構築する工夫等について助言する。

イ 学校訪問時等に、いじめ防止等に係る基本方針及び年間指導計画に基づいた取組や、いじめ防止委員会等の開催状況等について確認を行う。

ウ いじめ防止等の取組について、特に顕著な課題若しくは成果が見られた場合には、学校評価の参考とする。

エ 各学校のいじめ防止等に係る基本方針や年間指導計画について、各学校において定期的に見直し・評価が行われ、取組の改善につながっているかについて、生徒指導主事研修や学校訪問等で確認する。

### (2) 重大事態発生時の教育委員会の支援体制の強化

複数の課で対応する必要があるいじめの重大事態が発生した場合、課を横断した対応組織・チームを編成し、当該校に対する支援・指導の在り方を総合的に検討し実施することが必要である。そのために、次の取組を行う。

ア 重大事態発生時には、学びの変革推進部長を中心とした各課長によるプロジェクトチームを結成し、複数課が連携した組織的で多面的な学校への支援・指導を行う。

イ 学校からいじめ事案を認知したとの報告があった際、いじめ防止等に係る基本方針等に基づく対応が適切に行えているか、被害児童生徒の状況はどのようなものであるか等を確認しながら、早期対応・早期解決が図られるよう、各学校担当の指導主事等が学校への支援を行う。また、関係課の担当者が、学校訪問時にいじめ防止委員会等にも直接関与し、早期対応・早期解決に向けた支援を行う。さらに、いじめ事案が、表面上治まったかのように見えても、更に深刻な事態に進行していることを想定し、各課の担当者が継続的に学校訪問を行う等、長期的な支援・指導を行う。

ウ これらの取組について、明文化したマニュアルを作成する。

### (3) 教職員の配置の改善と研修の充実

本事案における当該校に対しては、生徒の発達段階にふさわしい生徒指導が実践できるよう、教職員の配置の改善を図る。また、いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであり、全ての学校においていじめ問題に関する対応力・実践力を育成する研修、とりわけ、いじめ予防に欠かせない積極的な生徒指導に関する研修を継続的に実施することが必要である。そのために、次の取組を行う。

ア 当該校については、生徒指導及び教育相談に精通した教員を2名配置した。その他の中高一貫校についても、発達段階に応じた指導が行えるよう、中・高のバランスを考慮した教職員を配置している。

イ 生徒指導主事研修において、いじめ事案が発生した際の初期対応や被害児童生徒に対する継続的な支

援体制の在り方等について、事例を示し、実践的な研修を実施する。また、いじめを見逃さない校内生徒指導体制、教育相談体制の構築について、学校訪問等を通じて指導・助言を行う。

#### (4) 教職員以外の職員の増員・地域等の協力者組織づくりへの支援

生徒が、保護者に代わって悩みごと等を相談できる対象を充実させることや、生徒が、地域の人々と交流できるようにするための地域組織づくりが必要である。そのために、次の取組を行う。

ア 個に応じた指導・支援に関する実践力を有する教員等を配置し、寮職員と教職員とが合同で研修を行える環境や、スクールカウンセラーの助言を受けられる環境を整えた。

イ 寮職員に加え、日直及び宿直の教員が勤務することで、学校及び寮における生活全般を見守る体制を整えている。

ウ スクールカウンセラーが生徒へのカウンセリングに加え、特別支援に関する会議やいじめ防止委員会等の校内組織に関わったり、寮職員や教職員への研修を実施できたりする環境を整えた。

エ 今年度、全ての県立学校に、スクールカウンセラーを配置し、心理の専門家としての専門性を発揮していただく体制を整えた。

オ 当該校も含め、全ての県立学校において学校運営協議会等を活用した地域との連携・協働が推進されるよう支援を行う。

#### (5) 生徒の転学後の支援の充実

いじめの被害児童生徒が県立学校から市町立学校等に転学した場合においても、転学した被害児童生徒及びその保護者の意向を尊重しつつ、学校設置者と連携し、転学後の心のケアや学習・生活の支援を行うことが必要である。そのために、次の取組を行う。

ア 転学先が公立学校の場合は、当該校を所管する教育委員会と連携し、必要かつ実施可能な支援を行う。また、転学した被害児童生徒及びその保護者の意向を尊重しつつ、不登校支援センター等を活用した継続的な支援を行う。

イ 転学先が私立学校の場合は、学校法人等に加え、環境県民局学事課との連携を行う。また、転学した被害児童生徒及びその保護者の意向を尊重しつつ、不登校支援センター等を活用した継続的な支援を行う。

#### (6) ネットいじめの対策強化

ICTは生徒の学習ツールとしても、学校と家庭との連絡ツールとしても欠かせないものとなっており、全ての学校において適切な使用の在り方について指導し、ネットいじめを未然防止することが必要である。そのために、次の取組を行う。

ア 「広島県いじめ防止基本方針」には「インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備し、保護者や関係機関と連携した運動を展開する」と記載されており、具体的取組を示しながら取組の充実を図る。

イ 各学校のいじめ防止等に係る基本方針に係る指導・助言の中で、ネットいじめ防止に向けた取組方針を明記するよう指導を行う。

ウ 警察等の外部人材を活用したネットいじめの未然防止の取組を強化する。